

## 第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

### 1 意見の提出期間

平成29年10月3日（火）から11月30日（木）まで

### 2 意見の提出者数等

提出者数	件数	意見の提出方法別の人数				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
2人	10件	1人	0人	0人	0人	1人

### 3 意見の概要と意見に対する市の考え方

No.	第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）			意見の概要	市の考え方
	章	ページ	意見の種類		
1	1	2	公共施設マネジメントの取組の背景（老朽化の進行）について	建築後の年数だけで計算するなら老朽化の進行は当然のことで、築年数の増加＝施設の老朽化ではなく、丁寧な点検や改修の結果として、老朽化の進行を食い止めることを具体的な事例として表し、その上で、施設の築年数と老朽化の進行年数を比較するべきである。	毎年実施している施設の劣化状況調査において、施設の築年数と比例して老朽化が進行している状況は把握しています。その上で、本案においては、専門的な視点を持って施設の状況を把握し、適正かつ均一な施設管理の実現とその質の向上を図るため、モデル事業4「包括管理業務委託による公共施設の維持・保全」の取組を進めるものとしています。
2	1	3~4	公共施設マネジメントの取組の背景（健全財政の維持）について	本来「健全財政の維持」は課題ではなく、目標であるべきです。今後、「施設の維持」と「健全財政の維持」の両立が困難であることを主張していますが、具体的な方策と優先順位を明確にしていくべきです。寿命が来た施設を建て替える方法や、定期的に点検し、補修していく方法、市民の利用ニーズが少ない、又はニーズはあるは維持コストが大きい施設を閉鎖する方法などを検討すべきです。	財務諸表などから、現在、本市では、健全財政を維持できている状況であるといえます。しかし、今後、施設の更新等に多額の費用をかけた場合には、健全財政の維持が困難であることから、課題として捉えているものです。本案の21ページにも記載していますが、今後の展開として、適切な施設総量や対応可能な更新費用の考え方を整理し、目標値の設定に向けた検討を進めた上で、優先順位の明確化などを行っていくことを想定しています。

No.	第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）			意見の概要	市の考え方
	章	ページ	意見の種類		
3	1	4	公共施設マネジメントの取組の背景（多様化する市民ニーズへの対応）について	<p>市民ニーズに対応することは、自治体として必要なことのはずですが、「多様化する…」となれば、課題となってしまいうのでしょうか。</p> <p>もし、何か表現するとすれば、「変化した市民ニーズへの対応」ではないでしょうか。例えば、地域プールは、かつて子どもの数が多く、民間のプール教室も近隣にはなく、幼稚園などのプールも不足していたため、ニーズが大きかったが、少子高齢化が進み、利用者は大幅に減少し、また、幼稚園や小中学校にプール施設も整備されたことから、一部を閉鎖することもコスト削減のためにはいいかもしれません。</p> <p>多様化する市民ニーズは、今後も続くことが明らかでしょうから、そんなことを課題として対応しようとすることは間違っていると考えます。</p>	<p>過去と現在の市民ニーズを比較する中で、従来の市民ニーズに加え、個々の生活スタイルの変化や世帯の状況の変化などに応じて派生または新たに生じたニーズがある状況を「多様化」として捉えています。</p> <p>今後、施設の更新費用の増大が見込まれる中で、これら多様化したニーズに対し、公共施設サービスをどのように提供するか、施設の機能をどのように見直すかなどが課題であると捉えています。</p>
4	2	6	公共施設マネジメントを推進するための方策（⑤課題を市民と共有し、市民等との共通認識に基づく協働）について	<p>第2次推進プラン（案）には、「課題を市民と共有し、市民等との共通認識に基づく協働」という持って回った表現は見られるものの、第6章の最適化に向けた施設別プランには「市民協働」の言葉がありません。</p> <p>ただ単に、市民協働の言葉を入れれば市民協働になるものではありませんが、府中市の施設を市民協働の実現のためにどうしていくべきかを全く言及していない点は驚かされます。府中市の公共施設には、市民協働は存在しないのでしょうか。</p>	<p>公共施設マネジメントの取組においても、市民協働の重要性は認識しており、公共施設マネジメント基本方針では、取組を進めるための基本的な方策の1つとして「協働」を位置付けています。</p> <p>施設単位の取組については、市民協働を含めた「公共施設マネジメントを推進するための方策」を基本として、推進していくこととなります。</p>
5	3 6	10 ～11  114 ～115	公共施設マネジメントの対象施設（消費生活センター）について	<p>11ページの(2)ウでは、延床面積が100㎡を超える建築物を取組の対象施設としていますが、114ページの消費生活センターは87㎡と表記されています。</p> <p>消費生活センターを対象から外すべきということではなく、11ページの表記の変更か、注釈が必要だと考えます。</p>	<p>本市では、公共施設マネジメントを「最適化」と「計画的保全」の2つの取組に分けて推進するものとしていますが、10、11ページに記載のとおり、原則100㎡を超える建築物を対象としているのは計画的保全の取組です。114、115ページの消費生活センターを含む第6章の施設別プランについては、最適化の取組を定めるもので、その対象施設に面積要件は設けていません。</p>

No.	第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）			意見の概要	市の考え方
	章	ページ	意見の種類		
6	3 7	10 ～11  124 ～126	公共施設マネジメントの対象施設（現業事務所、水防防災ステーション等）について	第2次推進プラン（案）の対象施設から現業事務所や水防防災ステーションなどが抜けています。市の公共施設は、原則として掲載するべきです。	10、11ページに記載しているとおり、本市では、最適化と計画的保全の取組のそれぞれに対象施設を定めています。 このうち、現業事務所や水防防災ステーション等については、計画的保全の取組のみの対象となっており、第6章の最適化に向けた施設別プランには記載がなく、第7章の計画的保全の対象施設として位置付けています。
7	3 参考	10 ～11  130 ～131	公共施設マネジメントの対象施設（高倉保育所、府中グリーンプラザ等）について	第1次推進プランの計画期間において、市の施設として稼働していた高倉保育所や府中グリーンプラザなどの処分の経過についての分析がありません。今後、施設の処分などを行うことは十分考えられると思います。その方法は、施設によっていろいろと違いがあると思いますが、第1次推進プランに記載されている施設については、その経過を表記すべきです。	本市が保有する施設全体を捉えた中で、第1次推進プランにおける処分等の分析結果（効果）については、本案の第4章において記載しています。当該分析は、第2次推進プランの策定に当たり、必要な範囲で行っており、施設ごとの詳細な分析については、半年に1度作成している推進プランの進行管理シートで公表しています。
8	4	13 ～16	P D C Aサイクルの中での施設の状態把握について	本来、P D C Aサイクルを論じるなら、施設の増減の状況と建替えや補修の状況などを明記すべきですが、十分ではありません。 13ページから16ページでは、第1次推進プランの策定時と第2次推進プランの策定時の施設の増減を述べており、16ページの表は、変動がある施設について具体的な数値もありますが、当初の延床面積と直近（将来）の延床面積の表記が不足しています。	13ページから16ページまでの第4章では、第2次推進プランの取組や、さらにその先の今後の展開を説明するに当たり、必要な情報を整理したものであり、表記の不足はありません。
9	4	15 ～16	施設の延床面積について	16ページの表では、新給食センターの面積を14,305㎡としています。15ページの表では、12,500㎡であるほか、市のホームページでは、予定値が13,000㎡であり、1,000㎡以上の違いがあります。 また、16ページの表では、市立保育所7施設の4,630㎡を削減することとしています。131ページでは、南保育所と高倉保育所（合計で2,360㎡）が処分とされており、2,270㎡分の数値が一致しません。今後、5か所の保育所を処分予定だとして、各保育所が525㎡から800㎡とされているため、5施設あれば3,000㎡程度となり、数値が合いません。	15ページの表の新給食センターの面積については、第1次推進プランの策定時において、「府中市立学校給食センター基本計画」により約12,500㎡と把握していました。設計が進む中で、最終的に14,305㎡（敷地面積は13,000㎡）となり、16ページの表では、第2次推進プランの策定時として、最終的な数値を記載しています。また、市立保育所の7施設については、南保育所、北保育所、中央保育所、朝日保育所、四谷保育所、八幡保育所と西府保育所を示しています。高倉保育所については、民営化しましたが、建物は引き続き市が所有していることから、面積の減少を見込んでいません。

No.	第2次府中市公共施設マネジメント推進プラン（案）			意見の概要	市の考え方
	章	ページ	意見の種類		
10	6	66 ～69	最適化に向けた施設別プラン（小学校と中学校）について	<p>第6次府中市総合計画の基本目標にある「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて、災害時の地域の避難所となる小学校と中学校については、食糧等の物資、照明・暖房・調理のためのエネルギー、情報収集のための通信等の確保は欠かすことができないと考えます。105ページと106ページの本庁舎の施設別プランのうち、期待する主な効果に「災害時における拠点機能の確保」と記載されていることから、66ページから69ページにかけて記載している小学校と中学校の施設別プランの期待する主な効果にも「災害時における避難拠点機能の確保」を追記することを提案します。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、小学校と中学校については、災害時における避難所として適切な機能が確保されるべきものと考えますが、現在、小中学校を含め、災害時に避難所となる施設全体に求められる機能について、公共施設マネジメントの取組とは別に、災害対策を所管する部署が中心に調査研究を進めています。よって、本案においては、期待する主な効果として「災害時における避難拠点機能の確保」を明記していません。</p> <p>なお、本庁舎については、新庁舎建設に向けた取組を進める中で、既に策定している「府中市庁舎建設基本構想」において、「防災・災害復興拠点としての機能を発揮できる施設」を基本的な方針と定めているため、施設別プランの期待する主な効果に「災害時における拠点機能の確保」を記載しています。</p>